

補助金調書

補助金名	福岡流通団地振興補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 経営支援課(TEL441-2027)
交付先	団体	福岡流通センター内の企業組合等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	①規約、会則等の定めがあること ②適切な会計処理がなされていること ③意思決定が民主的な方法により行われていること ④代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること ⑤堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること ⑥福岡市内に活動の主たる事務所を有していること				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成23	年度	経過年数	8	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 福岡市東区多の津一丁目、二丁目に立地する都市計画法第8条第1項第13号に設定する流通業務地区内の企業の振興 【対象事業】 ①福岡流通センターまつりの実施に関すること ②福岡流通センターの広報に関すること ③福岡流通センター内に事業所を有する民間企業の従業員の研修に関すること ④その他、福岡流通センター内の企業を振興するために必要な事業				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	福岡流通センターは、本市の流通業務における中核的施設の一つとして位置づけ、港湾、空港、九州縦貫道や都市高速道路などへの良好なアクセスに恵まれた立地を活かし、流通機能を向上されるための重要な役割を担っている。 補助対象団体は、要綱等で当該団体の事業として流通センターの振興に関する事業を行うことが要件とされており、市に比べ補助対象事業に対し経験・ノウハウを有している。したがって、市の直轄事業とするよりも補助金による方が効果的であるため、当該補助金を継続する。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費】 ①報償費 ②需用費 ③役員費 ④委託費 ⑤使用料及び賃貸料 ⑥備品購入費 【補助金額の算定方法・考え方】 交付対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付とする。この場合において、備品購入にあつては、補助対象経費の総額の10%以内の額とする。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	400 千円	423 千円	423 千円	487 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・流通センターまつりの開催・運営 ・流通センター連合会ニュースの発行 ・流通センターホームページの運営、更新 ・人権研修会の開催				
補助金交付 による効果	流通センターまつりは約1万人の来場があり、福岡流通センター内企業の業況に大きく貢献した。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。